

地方自治法改正法案に対する声明

令和6年(2024年)3月1日、政府は地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出しました。本法律案には、国民の安全に重大な影響を及ぼし、個別法の規定で想定されていない事態においては、国が地方公共団体に対し、地方自治法を直接の根拠として「補充的な指示」を行使できることが盛り込まれています。

しかし、私たちは、東日本大震災において被災した南相馬市に対し、同市と災害時相互援助協定を結んでいる杉並区と、同じく杉並区と協定を結んでいる北海道名寄市、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町とが強固に連携しながら、国に先んじて物資や義援金などによる支援、職員の派遣や避難所の確保、避難生活者への支援を行いました。

この取組が非常に有効であったことから、私たちは「自治体スクラム支援会議」を結成し、その後、趣旨に賛同した東京都青梅市、福島県北塩原村、静岡県南伊豆町、山梨県忍野村が加わり、支援を充実させました。

また、自治体スクラム支援会議は、国に対して、国からの指示・要請を待つことなく、地方公共団体が自らの責任と権限で被災地の支援を行えるよう制度の見直しを要望し、これによって災害対策基本法の一部改正につなげていくことができました。

このように地方公共団体が必要に応じて他の地方公共団体との連携を図りながら、住民の生命と財産を守るために主体的に取り組む動きは全国的に広がりを見せており、新型コロナウイルス感染症への対応や能登半島地震への対応においても、迅速かつ的確な取組が様々行われています。

こうした地方公共団体による成果への配慮が必要であり、また、平成12年(2000年)の地方分権一括法によって構築された国と地方の対等・協力の関係を踏まえ、今般、提出された法律案が可決された場合であっても、その運用に当たっては、十分な配慮が必要と考えます。

以上を踏まえ、私たちは、国の「補充的な指示」について以下のとおり要請します。

- 1 国の補充的な指示については、事前に地方公共団体との間で十分な協議・調整を行い、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにすること。

- 2 国の補充的指示は目的を達成するために必要な最低限度の範囲とし、安易に行使されることがないように、事前に運用基準の明確化を図ること。

令和6年(2024年)5月11日

自治体スクラム支援会議

北海道名寄市長	加藤 剛士
福島県南相馬市長	門馬 和夫
福島県北塩原村長	遠藤 和夫
新潟県小千谷市長	宮崎 悦男
群馬県東吾妻町長	中澤 恒喜
山梨県忍野村長	大森 彦一
静岡県南伊豆町長	岡部 克仁
東京都青梅市長	大勢待 利明
東京都杉並区長	岸本 聡子(幹事)